

代議員・理事の選出規定および監事の選任等に関する規定

一般社団法人 日本小児心身医学会

(総則)

第1条 一般社団法人日本小児心身医学会の代議員および理事の選挙、および監事の選任に関しては、「一般社団法人日本小児心身医学会定款」の規定に基づくほかは、本規定による。

(代議員選挙管理委員会)

第2条

1. 代議員選挙および理事選挙に関しては、選挙管理委員会を設ける。
2. 選挙管理委員会は、代議員ではない正会員2名と、代議員ではない監事1名によって構成され、監事が委員長となる。
3. 選挙管理委員会は、選挙に関する事務処理から選挙結果の公表まで責任を負う。
4. 委員は理事・代議員ではない正会員の中から総務委員会が指名し、理事長が任命するものとする。なお、選挙時に代議員である者、および代議員立候補予定者は選挙管理委員にはなれない。
5. 選挙管理委員会の委員名は会員に公表される。

(代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、選挙の前年の7月1日時点での各地方会ブロックの正会員の数を元に10名の中から1人の割合とする。その割合において小数点以下は切り上げるものとする。

(代議員の選出方法)

第4条

1. 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員の中で代議員選挙に立候補することができる者(被選挙人)は、代議員選挙の告示日(1月31日)までに当該年度までの年会費を納付しており、かつ、1月31日を起点として、正会員歴3年以上で、かつ満70歳未満の者とする。なお被選挙人となる者の氏名は、1月中に学会員専用ホームページに掲載するものとする。
2. 立候補者は、所定の様式に従い、立候補届、および、意見表明(100文字程度)を選挙管理委員会に1月31日～2月14日の期間に届け出る。この届け出は郵送事故を避けるため電子申請とする。

3. 2月14日の立候補締め切り時点で候補者数を集計し、各地方会ブロック区分内において、上記第3条で規定した定員を1名でも上回る場合には当該地方会ブロック区分内において代議員選挙を実施する。なお、代議員が定数を満たない地方ブロックにおいては、選挙は行わず立候補者を当選とする。日本小児心身医学会地方ブロックの区分は日本小児心身医学会が指定した7つの地方会組織を意味し、各会員の所属地方ブロックは学会誌送付先として登録のある地域とする。
4. 正会員のうち、代議員選挙の選挙権を有する者(選挙人)は、代議員選挙の告示日(1月31日)までに、当該年度までの年会費を納付しているものに与える。
5. 代議員が選挙時点で定数に満たない場合、および、代議員が任期途中で資格を喪失する場合、その地方会ブロックの代議員を補充はしない。

(代議員選挙の日程)

第5条 代議員選挙は4年に1度実施する。第4条の規定に基づき、地方会ブロック区分で選挙が行われる場合、当該年度の2月末までに代議員立候補者名、意見表明文を学会員専用ホームページに掲載する。

選挙人による投票期間は3月1日から3月15日とし、電子投票にて5名以内を投票する。

代議員選挙の開票日は3月中とし選挙管理委員会で調整、決定する。開票は3名の選挙管理委員が電子投票の結果を閲覧し、当選者を確定する。

(代議員選挙結果の公表)

第6条 選出された代議員は同時に当法人の社員となり、学会誌やウェブサイト等により公表される。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙の終了時までとする。ただし重任を妨げない。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合には、代議員の資格は喪失する。

(代議員の定年)

第8条 代議員の定年は、満70歳に達した日の属する任期が満了するまでとし、以降再任はしない。ただし特別の事情があるときはこの限りではない。

(理事選挙管理委員会)

第9条

1. 理事選挙に関しては選挙管理委員会を設ける。
2. 選挙管理委員会は、代議員ではない正会員2名と、代議員ではない監事1名を総務委員会が指名し、理事長が任命するものとする。任命後、監事が委員長となる。なお、理事立候補予定者は選挙管理委員にはなれない。
3. 選挙管理委員会は、選挙に関する事務処理から選挙結果の公表までを行う。
4. 選挙管理委員会の委員名は会員に公表される。

(理事の定数)

第10条 定款第19条に定められた15名以上30名以内の規定に添い、原則的に選挙によって極力30名に近い理事を選任する。

(理事の選任方法)

第11条 理事は代議員の中から選挙で選ばれることを原則とし、代議員は理事選挙に自薦や他薦を問わず立候補することができる。ただし、任期が始まる日に満70歳未満の者とする。

2. 立候補者は所定の様式に従い、立候補届、および、意見表明(100文字程度)を選挙管理委員会に4月10日～30日の期間に届け出る。この届け出は郵送事故を避けるため電子申請とする。理事立候補者の氏名と意見表明は5月10日頃、学会員専用ホームページに掲載する。
3. 代議員による投票期間は5月15日から5月30日とし、電子投票にて5名以内を投票する。
4. 理事選挙の開票日は6月初旬とし、選挙管理委員会で日程を調整、決定する。開票は3名の選挙管理委員が電子投票の結果を閲覧し、以下の手順に沿って当選者を確定する。当選者の決定には、まず各地方会区分に1名の枠を設け、地方区分内での最高得票者を地方区分当選者とする。地方区分当選者確定後、全体で集計した得票数の上位から当選者とする。なお、投票先においては各自の所属地方には限らない。
5. 選挙により、最低得票数の候補者が当選枠数を上回る場合、最低得票者数の候補者の選任は上限である30名を堅持したうえで年齢の上のものから当選とする。

(理事選挙結果の公表)

第12条 選出された理事は学会誌やウェブサイト等により公表する。

(理事の任期)

第13条 理事の任期は選任の2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし重任を妨げない。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合には、理事および代議員の資格は喪失する。

(理事の定年)

第14条 定款第20条に定める理事の定年は、満70歳に達した日の属する任期が満了するまでとし、以降再任はしない。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(理事長の選任および任期)

第15条

1. 理事長は、理事会において、無記名投票により選任される。
2. 上記の投票の結果最高得票者が複数名の場合、最高得票者を理事長候補として2回目の無記名投票を行う。2回目の投票においても複数名の最高得票者が存在した場合は、さらに最高得票者を理事長候補として3回目の無記名投票を行う。3回目の投票結果において最高得票者が1名の場合はそのものを理事長とする。
3. 3回目の無記名投票においても最高得票者が複数名である場合、抽選により理事長を選出する。
4. 抽選方法は、以下の通り(2024年8月28日理事会承認)
 - 1) くじは封筒入り番号(1から5までの番号が入った封筒。該当者が5名以上の場合にはその人数の番号)により行うものとする。
 - 2) くじは当該対象者が引く。
 - 3) 最初にくじを引く順番を決めるくじを行う。(順序は五十音順とする)
 - 4) くじ引きにより、最も若い番号を引いたものを当選者とする。
5. 理事長の任期は、連続3期(6年)を超えないものとする。

(監事の選任規定)

定款第20条に定める監事は、理事長が1名を代議員の中から、1名を代議員以外から指名する。

(規定の改正)

第16条 この規定の改廃は、理事会の決議により実施する。

附則 この規定は、制定後の最初の代議員選挙、理事選挙および監事の選任から適用するものとする。

第4条第1項の規定は平成30年4月20日に改定した。

第5条および第7条の規定は平成30年4月20日に改定した。

第10条、第11条および第14条の規定は令和元年9月12日に改定した。

第4条第1項、第11条の規定は令和3年6月23日に改定した。

第4条第5項の規定は令和3年9月9日に改定した。

第2条、第4条第2項、5項および第11条の規定は令和7年9月に改定した。